

副 本

令和3年(ネ)第247号 原状回復等請求控訴事件

控訴人 兼 被控訴人 (一審原告) 今野秀則ほか

被控訴人 兼 控訴人 (一審被告) 国ほか1名

答 弁 書

令和4年5月31日

仙台高等裁判所第1民事部 御中

被控訴人 (一審被告国) 指定代理人

富 網 

齊 藤 隆 広 

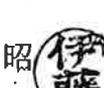
高 橋 朋 彦 

高 橋 恒 久 

伊 藤 伸 行 

大 平 美 希 

本 田 拓 也 

落 合 利 昭 

吉 田 渡 

齋 藤 友 晴 

伊 藤 駿 介 

佐 藤 仁 美 

安 齋 守 

平 野 大 輔 

鶴 園 孝 夫 

柴 田 延 明 

武 田 龍 夫 

宮 本 佳 明 

福 土 勝 也 

野 澤 峻 

内 山 則 之 

鈴 木 隆 之 

岡 本 佳 苗 

世良田 鎮 

淵 田 祐 介 

大 竹 史 恵	伊藤
坂 上 陽	伊藤
田 口 達 也	伊藤
澤 田 智 宏	伊藤
内 藤 浩 行	伊藤
井 藤 志 暢	伊藤
西 田 一 樹	伊藤
遠 藤 晃 介	伊藤
松 倉 大 樹	伊藤
寺 川 征 希	伊藤
水 越 貴 紀	伊藤
川 村 真 也	伊藤
尾 崎 裕 一	伊藤
戸 塚 悠 二	伊藤
中 山 祐 一	伊藤
中 野 かおり	伊藤
井 元 尚 充	伊藤

戸	浪	保	弘	
阿	部	幸	平	
川	上	友	貴	
岡	口	正	也	
細	貝	拓	也	
月	岡	航	一	
清	間	笑	奈	
岡	部		修	
馬	場	康	弘	

一審被告国は、本書面において、一審原告らの控訴の趣旨に対する答弁を行うとともに、一審原告らの2022（令和4）年3月29日付け控訴理由書に対し、必要と認める限度で反論する。

なお、略語等は、本書面で新たに定めるもののほか、原判決並びに一審被告国の令和3年9月30日付け控訴理由書（以下「一審被告国控訴理由書」という。）の例による。

第1 控訴の趣旨に対する答弁

1. 一審原告らの本件各控訴をいずれも棄却する
2. 控訴費用のうち、一審原告らと一審被告国との間に生じた部分は一審原告らの負担とする
との判決を求める。

なお、本件につき仮執行の宣言を付することは相当でないが、仮にこれを付する場合は、

- (1) 担保を条件とする仮執行免脱宣言
- (2) その執行開始時期を判決が一審被告国に送達された後14日経過した時
とすること
を求める。

第2 一審被告国の主張

1 はじめに

- (1) 本件は、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震（本件地震）に伴う津波（本件津波）の影響で一審被告東電が設置、運営する福島第一原発から放射性物質が放出される事故（本件事故）が発生した当時、福島県双葉郡浪江町津島地区に生活の本拠があったと主張する者又はその相続人である一審原告らが、一審被告国に対し、電気事業法40条に基づ

く一審被告国（経済産業大臣）の一審被告東電に対する規制権限の不行使が国賠法1条1項の適用上違法であるなどと主張して、本件事故による損害の賠償を求めるとともに、平穩に生活する権利等に基づいて、津島地区全域の放射線量を低下させる義務（以下「原状回復義務」という。）があることの確認及び同地区全域の放射線量を低下させること（以下、この点に係る請求を「原状回復請求」という。）を求める事案である。

(2) 原判決は、一審被告国（経済産業大臣）の規制権限の不行使が国賠法1条1項の適用上違法であるとして一部の一審原告らの損害賠償請求の一部を認容し、その余の請求を棄却ないし却下した。

一審原告らは、原判決が、原状回復請求、原状回復義務の確認請求及び口頭弁論終結の翌日以降の損害賠償請求をいずれも却下したこと、原判決別紙3認容金額目録の「認容額」欄に記載のある一審原告らの損害賠償請求の一部並びに原判決が原判決別紙3認容金額目録の「認容額」欄に記載のない一審原告らの損害賠償請求の全部をいずれも棄却したことにつき不服であるとして控訴しているが、以下に述べるとおり、一審原告らの本件各控訴は理由がないから、いずれも棄却されるべきである。

2 一審原告らの本件各控訴には理由がないこと

(1) 一審原告らは、本件控訴の理由として、大要、①原状回復請求、原状回復義務の確認請求及び口頭弁論終結の翌日以降の損害に係る損害賠償請求の各訴えはいずれも適法というべきである（一審原告ら控訴理由書第2章・19ないし108ページ）、②原判決は被害実態に即した賠償額の認定をしておらず、審理不尽の違法がある（一審原告ら控訴理由書第3章・108ないし136ページ）、③原判決は、一審被告国に関して、重過失及び悪質性の存在の検討をしておらず、慰謝料増額の事由につき判断を誤っている（同第4章・136ないし221ページ）という点に主眼を置いた主張をしているものと解される。

(2) しかしながら、前記①の原状回復請求、原状回復義務の確認請求及び口頭弁論終結日の翌日以降の損害に係る損害賠償請求の各訴えの適法性に係る一審被告国の主張は、一審被告国原審最終準備書面第2等で述べたとおりであって、これらの訴えをいずれも却下した原判決の判断は正当である。なお、本件と同種の事案に係る福島地方裁判所平成29年10月10日判決(丙C第33号証)においても、原状回復請求及び口頭弁論終結日の翌日以降の損害に係る損害賠償請求の訴えは不適法として却下されているところ(なお、同事案においては原状回復義務の確認の訴えは提起されていない。)、その控訴審でもこの判断は維持され(仙台高等裁判所令和2年9月30日判決(甲B第270号証))、同事案の一審原告らの上告受理申立てに対する不受理決定がなされた(最高裁判所第二小法廷令和4年3月2日決定)ことから、前記却下部分は確定している。

これに対し、一審原告らは、控訴理由書において、原判決の事実認定及び法律上の判断に誤りがある旨主張するが、いずれも原審における主張の繰り返しか、あるいは、独自の見解に基づき原判決を論難するにすぎないものであり、それらに理由がないことは、原審における一審被告国の主張及び原判決の判示から明らかである。

(3) また、一審原告らの前記②及び③の主張に係る一審被告国の主張は、一審被告国控訴理由書で述べたとおりであり、本件事故については、そもそも、一審被告国(経済産業大臣)に規制権限不行使の違法性は認められないから、損害論に立ち入るまでもなく、一審原告らの一審被告国に対する損害賠償請求は理由がないというべきである。

この点をおくとしても、本訴訟において一審原告らが主張する損害がいずれも認められないことについては、一審被告国原審第12準備書面で述べたとおりである。

3 結論

以上のとおり、一審原告らの本件各控訴は理由がないから、いずれも棄却されるべきである。

以 上